

たばこ税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 製造たばこが輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等（以下「証明書類等」という。）に基づき課税済みの輸入製造たばこの輸出の場合の税額の還付に係る申請書に添付する書類に輸出に関する明細を記載する際の当該証明書類等について、当該証明書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。（第8条関係）
- 2 特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。（第17条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、令和5年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）